

「射撃の下限年齢の引下げ要望等を受けて考えられる措置」に対する意見の募集
結果について

警察庁において、平成26年7月4日から同年7月17日までの間、「射撃の下限年齢の引下げ要望等を受けて考えられる措置」に対する意見の募集を行ったところ、65件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

射撃の下限年齢の引下げ要望等を受けて考えられる措置

2 命令等の案を公示した日

平成26年7月4日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、「射撃の下限年齢の引下げ要望等を受けて考えられる措置」の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	65件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	47件
電子メール	15件
F A X	1件
郵 送	2件

「射撃の下限年齢の引下げ要望等を受けて考えられる措置」に対する意見の募集結果について

1 年少射撃資格認定制度関係について

この項目に関しては、考えられる措置について賛成する御意見として、

- 競技人口の確保及び競技力の向上を図るためには、空気銃の年少射撃資格者の下限年齢を引き下げることが必要である。
- ライフル射撃は安全管理と集中力の競技であり、現在の年齢より低い年齢から競技が始められれば、集中力の向上により学力が上がるほか、社会生活の基盤である協調・協力・尊敬の精神が養われる。
- 空気銃の使用に当たっての環境整備、資格審査の在り方、段階的な技能指導の在り方等について詳細に定めておくのであれば年齢の引下げに賛成。

という旨の御意見がありました。

また、下限年齢を何歳とするかについては、

- 競技に必要な勝負脳も10歳以下の頃に確立することが重要であることから、管理の下で実施する射撃なら8歳からの開始は最適。
- 8歳の子供に使用できる空気銃はないため、せめて中学生になってからがよい。
- ビームライフル銃もあることから、空気銃は、小学校高学年（10歳）からの使用が望ましい。

という旨の御意見がありました。

他方、考えられる措置に反対する御意見として、

- 精神年齢が若く、善悪を判断できない頃から銃を持たせると危険である。
- 心身の発達途上にある子供に銃を持たせることは、銃犯罪の蔓延や治安悪化の遠因となる。
- 規制を緩めれば誤射、暴発等の事件が増えることになるため、逆に規制を厳しくして年齢を上げる必要がある。

という旨の御意見がありました。

現行の年少射撃資格認定制度の下限年齢の引下げについては、射撃競技の競技力強化に資する観点から、可能な限り早期から空気銃を用いた練習を行うことが可能となるよう要望されている一方で、危害予防上の問題や、少年の心身に与える影響等が懸念されることから、少なくとも年少射撃資格者に課される義務の内容を理解し、年少射撃監督者の監督に従った行動をとることが期待できる10歳を下限年齢とすることが適当と考えています。

なお、下限年齢を引き下げた場合の年少射撃資格の認定は、親権者等の承諾があることや、一定の知識・技能を有すること等の基準を満たして、オリンピック競技大会等の選手又はその候補者として日本体育協会等から推薦された年少者に対し行うことを検討していますが、こうした推薦制度も含めた年少射撃資格認定制度の適切な運用に努めてまいります。

2 練習射撃場制度関係について

この項目に関しては、考えられる措置について特段反対する御意見はありませんでした。考えられる措置について賛成する御意見として、

- 年少射撃監督者の都合がつかない場合にも射撃練習を行いたいときに、備付け銃を借りられることは是認されるべき。
 - 練習射撃場において、射撃指導員の監督の下で射撃をするのであれば、危害予防上の問題はない。
 - 銃の移動を極力少なくして実効性を上げるには良い方法である。
- という旨の御意見がありました。

年少射撃資格者について練習射撃場制度の対象とすることは、射撃競技の競技力強化に資するものである一方で、現行の年少射撃資格認定制度の下での射撃と同等の安全性を確保する必要があることから、年少射撃資格者が練習射撃場においてあらかじめ指名された特定の射撃指導員の監督を受けている場合に限り、当該練習射撃場において、練習用備付け銃として備え付けられた空気銃を用いて、射撃練習を行うことができることとすることが適当と考えています。

3 装薬銃に関する要望について

この項目に関しては、空気銃と同時に措置する案について、賛成する御意見として、

- 空気銃と同様に競技人口の確保及び競技力の向上を図るためには、年少射撃資格者の下限年齢を引き下げることが必要であると考えます。
 - 練習射撃場においてであれば、自ら銃を所有し、保管・管理することなしに射撃競技ができ、危害予防上問題ないと考える。
- という旨の御意見がありました。

また、下限年齢を何歳とするかについては、

- 空気銃に比べたら弾丸の発射威力が強く、より一層の安全確保が必要であり、暴発の心配もあることから高校に進学する年齢からの使用が望ましい。
- 国際的に一般的な競技開始年齢である14歳から射撃練習をできるようにすべき。
- 陸上自衛隊高等工科学学校において16歳から射撃を行っているのであれば、16歳まで下限年齢を引き下げるべき。

という旨の御意見がありました。

他方、空気銃と同時に措置する案について反対する御意見として、

- 高校生程度の子供が、銃を持てば色々いけないことも起きるので、実銃はやはり20歳が一つの基準だと思う。
- 初心者講習会で指導をしているが、装薬銃を所持する大学生に対してですら、銃の危険性に対する意識の低さに危険を感じる。

という旨の御意見がありました。

装薬銃については、空気銃に比べて弾丸の発射威力が強い分、射撃の際の反動も強く、より一層の安全確保が必要となるほか、火薬類を取り扱うため、暴発による危険性も大きいこと等を踏まえると、空気銃とは別に検討していく必要があると考えております。

4 その他

今回警察庁が取りまとめた考えられる措置の内容に関する御意見ではありませんが、

- 銃が危険な物であることは事実なので、犯罪や事故等のないように厳しい規制の下で厳格に管理・運用されることを望んでおり、厳しく監督・取締りを行っていただきたい。

○ 日本が国際社会で確たる地位を築いていくキーワードは「治安と安全」である。という旨の御意見がありました。

銃砲の厳格な規制は、我が国の良好な治安の根幹をなしており、一たび所持許可に係る猟銃等が凶悪事件等に使用されれば、国民に大きな不安を与えることになるため、引き続き不適格者の排除に向けた厳格な許可審査や行政処分に取り組むとともに、各種講習会等を通じた猟銃等の所持者等に対する指導の徹底に努めてまいります。